

みえ森と緑の県民税



平成30年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で

目次

第1	みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し	
1	森林、里山、竹林の現状	1
2	災害に強い森林づくりのための税の創設	2
3	みえ森と緑の県民税を活用した施策	3
4	みえ森と緑の県民税のしくみ	4
5	用途の明確化等	5
6	制度の見直し	5
第2	平成30年度事業の実績	
1	平成30年度事業の実績額及び税込等実績額	6
2	基本方針別及び対策別実績額	8
3	県と市町の役割分担	8
第3	平成30年度事業の事例と評価	
1	土砂や流木を出さない森林づくり	9
2	暮らしに身近な森林づくり	13
3	森を育む人づくり	15
4	木の薫る空間づくり	21
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	23
6	みえ森と緑の県民税の制度運営	25
第4	資料編	29



三重県森林環境教育・木育キャラクター
「カモミ」

表紙の写真

「第5回みえの森フォトコンテスト」

小学生以下の部

最優秀賞作品「ニヨロニヨロ」

目次の写真

「第5回みえの森フォトコンテスト」

中学生以上の部

最優秀賞作品「大工」

第1 みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し

1 森林、里山、竹林の現状 ※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。図1-1は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成16年から25年）の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。



これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】左から順に
 左 山崩れによって民家が被災（H16年9月台風第21号：旧宮川村）
 中 土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菰野町）
 右 橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し計画的・持続的な取組が欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5本の対策に取り組みました。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海つながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基金事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、費用について県民に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから簡便であり、徴税にかかるコストも新たな税制度を創設するより抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）																				
納税義務者	<p>【個人】1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している個人ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方</p> <p>② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方</p> <p>③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>																				
税率（年額）	<p>【個人】1,000円</p> <p>【法人】均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #92d050;"> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>均等割額（年額）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）																			
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			
税収規模	平年度10億6千万円（初年度8億1千万円）																				
徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。</p> <p>【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せして県に申告納付する。</p>																				

5 使途の明確化等

(1) 基金の創設による使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。

超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民に対して明らかにするため、「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化します。

(2) 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、基金事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

(3) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により施行の状況についての検討を行い、制度の見直しを行います。

6 制度の見直し

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成25年3月）に基づき、2つの基本方針に伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできましたが、平成30年度末をもって、税導入から5年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行いました。

【みえ森と緑の県民税制度の継続】

基本方針1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成26～28年度には16,744m³の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとしました。

※制度見直しの詳細は資料編52ページをご覧ください。



第2 平成30年度事業の実績

1 平成30年度事業の実績額及び税込等実績額

(1) 平成30年度事業実績額

平成30年度は、みえ森と緑の県民税の税込等の見込額10億8,762万7千円と、平成29年度末時点の残余等の見込額1億164万円と、平成28年度から平成29年度に繰り越した事業の残余額1,594万3千円の合計12億521万円のうち、10億5,241万9千円を事業費として、基金事業を実施しました。

平成30年度の基金事業の実績額は11億3,418万4千円で、計画に比べて8,176万5千円の増となりました。

表 平成30年度みえ森と緑の県民税を活用した事業の実績

基金事業者	計画	実績
災害に強い森林づくり推進事業	401,980千円	393,194千円
森を育む人づくりサポート体制整備事業	30,000千円	28,061千円
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	612,700千円	707,866千円
みえ森と緑の県民税制度運営事業	7,739千円	5,064千円
合計	1,052,419千円	1,134,184千円

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越91,106千円を含みます。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(2) 平成30年度税込等実績額

平成30年度の税込等の実績額は、11億129万5千円で、計画に比べて1,361万8千円の増加となりました。

表 平成30年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

区分	計画	実績	増減
みえ森と緑の県民税 運用益	1,087,627千円 50千円	1,101,237千円 58千円	13,610千円 8千円
合計	1,087,677千円	1,101,295千円	13,618千円

※ みえ森と緑の県民税実績の内訳（個人：906,563,066円、法人：194,673,583円）

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

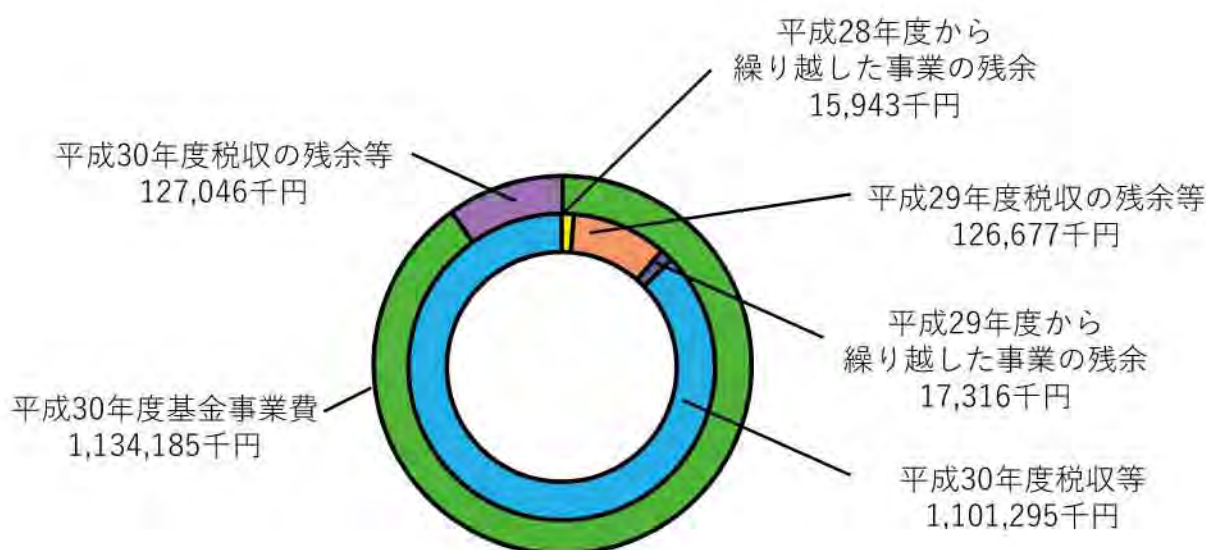
(3) みえ森と緑の県民税残余等の取扱い

平成30年度の税込等実績11億129万5千円と、平成29年度税込の残余等1億2,667万7千円と、平成28年度から平成29年度に繰り越した事業の残余1,594万3千円と、平成29年度から平成30年度に繰り越した事業の残余1,731万6千円の合計から、平成30年度事業の事業費11億3,418万5千円を除いた1億2,704万6千円については、次年度以降の事業に活用します。

表 次年度以降に活用する額

区 分	計 画	実 績	増 減
平成28年度から繰り越した事業の残余	15,943千円	15,943千円	0千円
平成29年度税込の残余等	101,640千円	126,677千円	25,037千円
平成29年度から繰り越した事業の残余	0千円	17,316千円	17,316千円
平成30年度税込等	1,087,627千円	1,101,295千円	13,668千円
平成30年度基金事業費	-1,152,369千円	-1,134,185千円	18,185千円
合 計	52,841千円	127,046千円	74,206千円

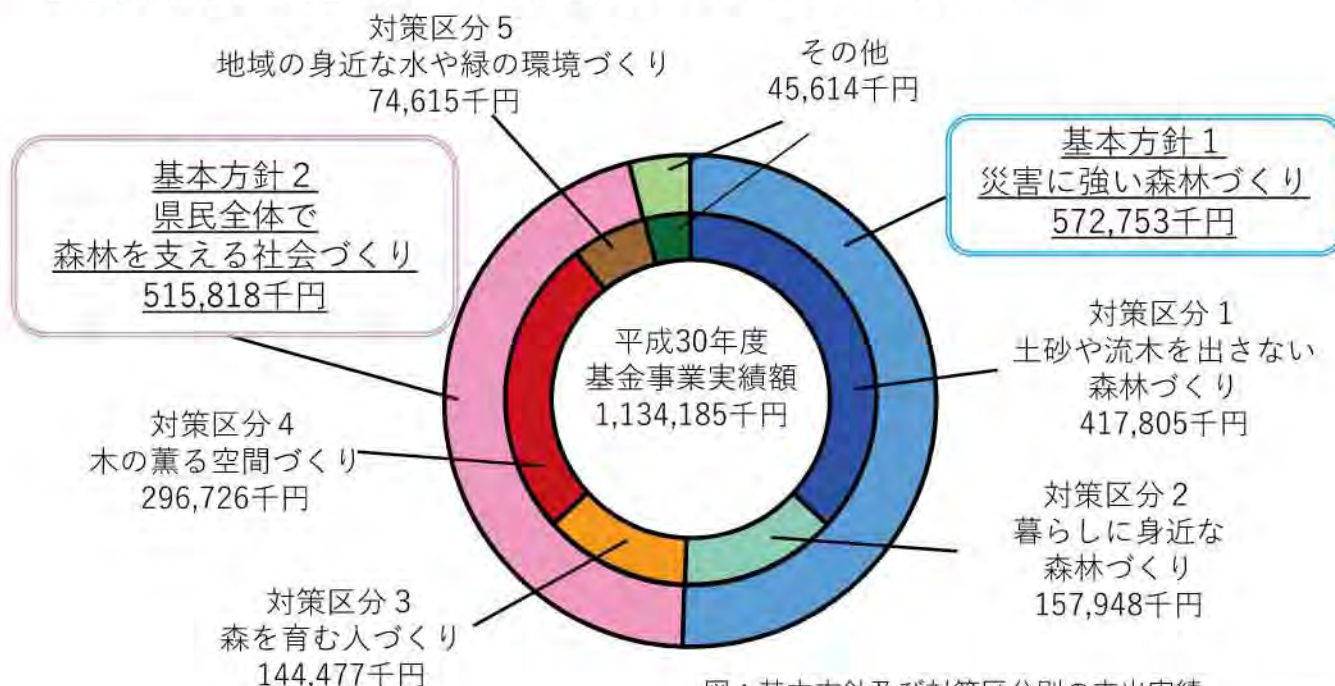
※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



図：平成30年度みえ森と緑の県民税等の収入及び支出実績

2 基本方針別及び対策別実績額

基金事業の実績額を基本方針別、対策区分別にみると、次のとおりです。

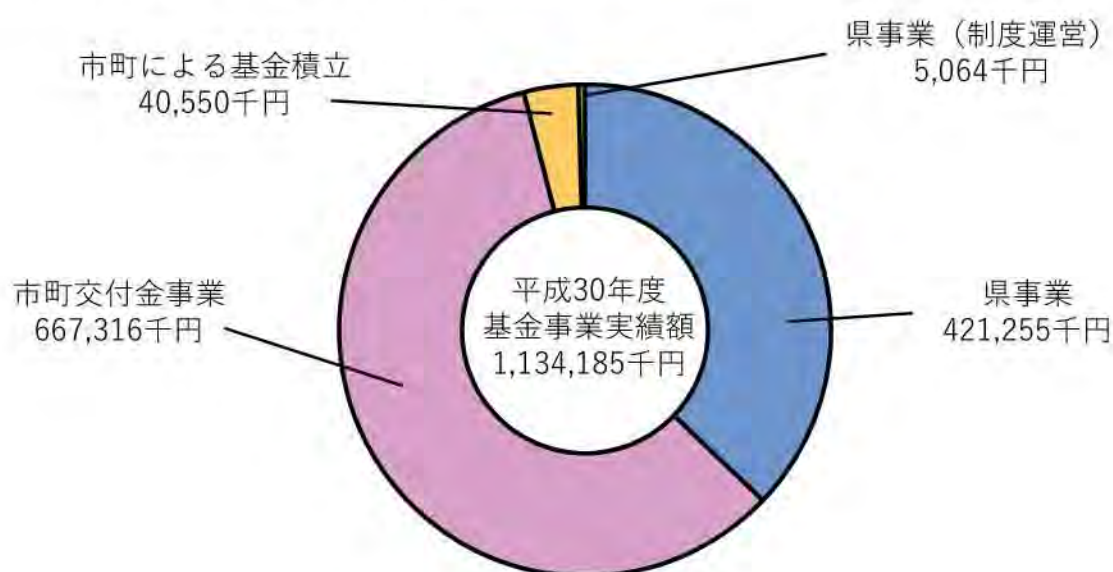


図：基本方針及び対策区分別の支出実績
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

3 県と市町の役割分担

基金事業の効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、住民と森林との関係を深める取組など地域の実情に応じた森林づくりの施策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。



図：実施主体別の支出実績
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

第3 平成30年度事業の事例と評価

1 土砂や流木を出さない森林づくり

1-1 災害に強い森林づくり推進事業費

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績393,194千円/H30計画401,980千円)

1 事業の目的

- 渓流内の危険木の除去や、流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備などを進め、流木災害等を軽減します。(災害緩衝林整備事業)
- 治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等が、豪雨時に流下して下流に被害を与えることを防ぎます。(土砂・流木緊急除去事業)

2 事業の内容

- 災害緩衝林整備事業
崩壊土砂流出危険地区において、①渓流部における流木になる恐れのある危険木の伐採・撤去 ②渓岸部における立木の大径化を促す調整伐と伐採木の撤去 ③山腹部における立木の根系発達を促す調整伐を行います。
- 土砂・流木緊急除去事業
崩壊土砂流出危険地区の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を行います。
- 土砂流亡量調査(効果検証にかかる調査・研究等)
- 航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査(効果検証にかかる調査・研究)
- 立木引き倒し試験による根系抵抗力量調査(効果検証にかかる調査・研究)
・実施主体：県

3 平成30年度事業の実施状況

- 災害緩衝林整備事業
平成30年度は、20箇所で開催しました。

表 平成30年度災害緩衝林整備事業実績

実施箇所数	危険木等伐採体積	調整伐面積
20箇所(12市町)	2,523m ³	147ha

※ 実績数値は、平成31年3月31日現在のものです。



写真 【災害緩衝林整備事業】
事業実施個所に設置した標柱。

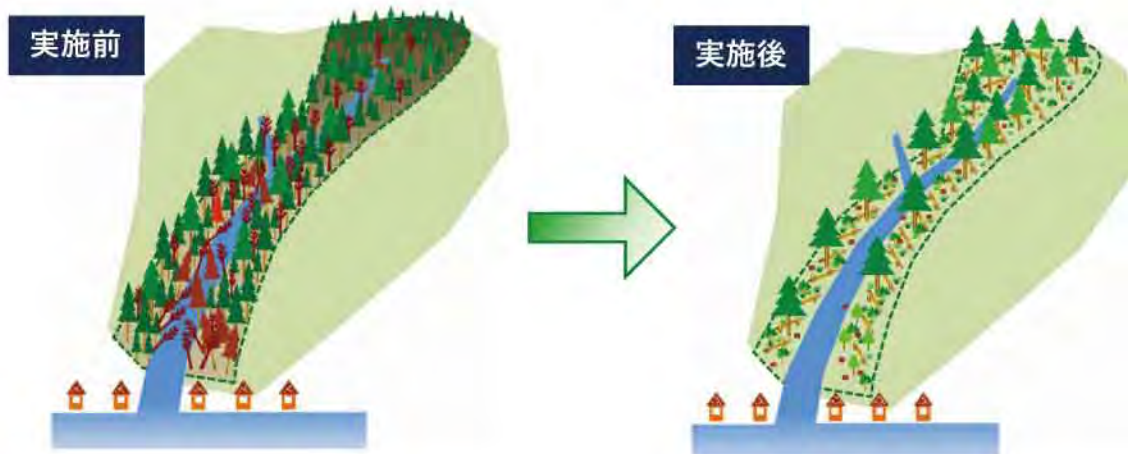


図 災害緩衝林整備事業イメージ



写真 【災害緩衝林整備事業実施状況】（溪流部の対策）伊賀市（口那須ヶ原）



写真 【災害緩衝林整備事業実施状況】（溪岸部の対策）大紀町（坂ノ谷）

崩壊土砂流出危険地区の溪流部において、流木になる恐れのある危険木を伐採・除去しました。

また、過密な状態となっている溪岸部の調整伐を実施しました。

このことにより、立木が大径化し、上部から流出した土砂等に対する森林自体の抵抗力の増加が期待できます。

- 土砂・流木緊急除去事業
平成30年度は、9か所で実施しました。

表 平成30年度土砂・流木緊急除去事業実績

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
9箇所（7市町）	11,695m ³	50m ³

※実績数値は、平成31年度3月31日現在のものです。



写真 【土砂・流木緊急除去事業実施状況】 大紀町（三本松）
崩壊土砂流出危険地区の溪流部において、流木になる恐れのある危険木を伐採・除去しました。

4 評価委員会における第三者評価

- 災害緩衝林整備事業

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

効果検証研究の結果からも、当事業により洪水の際の流木を抑える効果や、溪流沿いにおいて調整伐を行い大径木化することにより、災害の発生を軽減する効果が認められる。また、地域住民の安心・安全を確保するために、地域住民の安全確保や危険管理の視点から優先すべき箇所を選定し、事業を実施したことは評価できる。今後は、流木・倒木の撤去や溪流沿いの災害緩衝林の整備とあわせて、その周辺を含めた広域的な「災害に強い森林づくり」が進むよう施策を展開されたい。

一方、深層崩壊の発生時には、森林管理の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、科学的な検証と発信の方法には工夫されたい。また、本事業の有効性などをより分かりやすい形で県民に発信されたい。

- 土砂・流木緊急除去事業

〈取組が優れている〉【有効性と公益性（波及度）A評価、効率性B評価】

近年、全国的に流木による甚大な被害が発生していることを考慮すると、溪流内や既存の治山施設に異常に堆積した土砂や流木の除去は継続して実施する必要がある。また、下流住民の安全確保や危機管理の視点から優先すべき箇所を選び、事業を実施したことは評価できる。

今後も引き続き、本事業の効果を周知し県民と共有するとともに、治山施設が長期的に溪流部の山脚を固定する効果を発揮し、森林の造成・維持に資するよう、事業を継続されたい。

1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績24,612千円 ほか市町基金の活用1,602千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な施策の展開を支援することにより、土砂や流木を出さない森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- 溪流内の倒木や流木の除去
 - ・実施主体：市町

3 平成30年度事業の実施状況

平成30年度は、溪流内の倒木や流木の除去に4町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	0	0		
南伊勢	3町	4事業	21,855	1,602
伊賀	0	0		
尾鷲熊野	1町	1事業	2,756	
合計	4町	5事業	24,612	1,602

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【流倒木撤去事業】(度会町)

度重なる大雨により倒れた木を取り除くとともに、根元の表土が流出して倒木の恐れのある木を伐採し、災害の拡大を抑制しました。

実施箇所：12箇所 倒木等の処理本数：83本

4 評価委員会における第三者評価

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

市町がそれぞれの実情に応じて、流木・倒木等を伐採撤去するなどきめ細かな減災につながる取組を行っていることを評価する。

今後は、広域的に、地域性を生かした効果的な事業が実施されるとともに、海岸や港湾などに漂着する流木による被害を軽減させる取組を通じて、県民の安全・安心につながるよう、さらに工夫されたい。

2 暮らしに身近な森林づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金業費

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績154,949千円 ほか市町基金の活用4,040千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしに関わりの深い森林における生活環境の保全や向上のために必要な施策の展開を支援することにより、暮らしに身近な森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- 里山や竹林の整備
- 人家裏や道路沿い等の危険木の除去
- その他、暮らしに身近な森林づくり
(病虫被害木の伐倒駆除や防除、森林の針広混交林化)
- ・実施主体：市町

3 平成30年度事業の実施状況

- 里山や竹林の整備
平成30年度は、7市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	4市町	4事業	15,038千円	449千円
南伊勢	2市	2事業	39,026千円	
伊賀	1市	1事業	4,933千円	
尾鷲熊野				
合計	7市町	7事業	58,997千円	449千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【播磨2号緑地里山整備事業】(桑名市)

自然学習や健康づくり等の場として利活用するために荒廃した里山を整備しました。

森林整備面積：0.46ha

- 人家裏や道路沿い等の危険木の除去
平成30年度は、13市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	1市	1事業	481千円	
南伊勢	6市町	6事業	17,352千円	
伊賀	1市	2事業	6,180千円	
尾鷲熊野	5市町	7事業	16,396千円	3,591千円
合 計	13市町	16事業	40,409千円	3,591千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【暮らしを守る危険木伐採事業】（熊野市）
集落間を結ぶ生活道路沿いにおける倒木等の恐れがある危険木等の伐採除去
危険木除去延長：3,300m

4 評価委員会における第三者評価

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

市町がそれぞれの地域特性や資源を生かした活動を実施しており、また、地域住民や地域団体との連携がみられることは評価できる。今後、このような取組が継続的・持続的な取組となるよう、実施後の効果の周知方法の充実などと併せて工夫されたい。

また、危険木の伐採などを行うことにより、地域の安全を確保することは必要と考えられるが、報告書に詳細な記載がなく、整備の必要性の説明が不足しているケースもあった。危険木伐採の単価にも地域差があるように見受けられるため、地域の自助努力を促しつつ、地域の実情にも言及し、透明性の高い発注方法を取り入れるなど、県は市町をサポートされたい。

3 森を育む人づくり

1-1 森を育む人づくりサポート体制整備事業

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績28,061千円/H30計画30,000千円)

1 事業の目的

- 森林環境教育・木育指導者育成などにより、森林環境教育・木育を推進します。
- 森づくりに関する技術研修会などの開催により、森づくりを推進します。

2 事業の内容

- みえ森づくりサポートセンターの設置
地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るため、総合窓口として「みえ森づくりサポートセンター」を設置します。
みえ森づくりサポートセンターでは、市町や学校、森林環境教育・木育指導者（森のせんせい）等からの森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談に随時対応し、活動のコーディネートや森林環境教育・木育に関する情報収集と発言、普及啓発を行います。
- 森林環境教育・木育の教材の提供とイベントの開催
小学5年生の社会科教科書に対応した森林環境教育・木育の副読本を配布します。
また、森林とふれあい、楽しみながら森林や木のことを学ぶためのイベントを開催します。
・実施主体：県

3 平成30年度事業の実施状況

- みえ森づくりサポートセンターの運営
地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るための総合窓口として「みえ森づくりサポートセンター」を運営しました。

表 森林環境教育・木育指導者育成講座

実施回数	延べ受講者数
10回（10種類）	137人、9団体



写真【指導者養成講座（技術編）】

インタープリテーションについての講話の後、受講生が実践を行い、指導者として基礎技術の向上を図りました。

表 森林環境教育・木育コーディネート実績

実施回数	延べ受講者数	備考
12回（8市町）	517人	小学校8校、中学校1校、高等学校1校、その他3箇所



写真 【森林環境教育・木育コーディネート】
「木の博物館プロジェクト～樹木調査と樹名板作り～」
（松阪市立宮前小学校）

表 三重県の木のおもちゃを体験できる『ミエトイ・キャラバン』開催実績

実施回数	備考
12回（10市町）	四日市市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市



写真 【ミエトイ・キャラバン】
三重県の木で作られている木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、各種イベントで体験できる「ミエトイ・キャラバン」を出展しました。

表 森づくり活動研修実績

実施回数	参加者数
4回（4種類）	79人



写真 【森づくり活動スキルアップ講座】
伐倒した木材の搬出技術について実習をしました。



●森の学校の実績

10月の「三重のもりづくり月間」に合わせて、県内7か所で、広く県民のみなさまに森林や木について学んでいただくイベントとして「森の学校」を開催しました。



写真 【森の学校】
「伊勢市環境フェア」(県営サンアリーナ)

●森林環境教育・木育の教材の提供

全ての小学校での活用が可能な教材として、小学5年生の社会科教科書に対応した森林環境教育・木育の副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を配布しました。

●イベントの開催

森林環境教育や木育の輪を広げていくため、森林や木のことを楽しみながら学んでいただくイベント「みえ子ども森の学びサミット」を、みえこどもの城(指定管理者:三重こどもわかもの育成財団)にて開催し、約2,150名の来場がありました。



写真 【みえ子ども森の学びサミット】(みえこどもの城)

左: (森の学び取組発表会) 学校等で実施された森林環境教育の取り組みを発表しました。
右: (カップの体験) 三重県産の木材で作られた用具を使って、北欧生まれのニュースポーツを体験しました。

4 評価委員会における第三者評価

〈取組が優れている〉【有効性A評価、効率性と公益性(波及度)B評価】

木を使うことで森の恵みを暮らしに取り入れるなど、森と人との様々な関わりが、みんなが森を支えることにつながっていることから、「森を育む人づくり」は、重要なテーマであると考えられる。このような中で、みえ森づくりサポートセンターにより、多様な森林環境教育・木育に関するプログラムが実施されていることは評価できる。

一方で、子どもたちに向けた森林環境教育や木育を実践する機会を増やすなど、県民のニーズにあったプログラムの選定や募集方法について検討するとともに、基盤整備や実施効果の可視化などにより、県民へのさらなる周知やみえ森づくりサポートセンターが県民のニーズに対応できる機能を高められるよう検討されたい。

1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績116,416千円 ほか市町基金の活用29,617千円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森や緑を大切に思い・育む人づくりのための施策の展開を支援することにより、森を育む人づくりを推進します。

2 事業の内容

- 住民対象の森林環境教育・木育
 - 小中学生対象の森林環境教育・木育
 - 木製遊具等の配布や導入
 - その他、森を育む人づくり
(小中学校等への木製家具等の導入、住民対象の啓発イベントの開催、森林環境教育施設の整備等)
- ・実施主体：市町

3 平成30年度事業の実施状況

- 住民対象の森林環境教育
平成30年度は、7市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	2市	4事業	3,373千円	
南伊勢	3町	3事業	1,353千円	
伊賀	1市	1事業	390千円	
尾鷲熊野	1町	1事業	1,000千円	700千円
合計	7市町	9事業	6,116千円	700千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【木工工作及び木製品購入事業】(鈴鹿市)
三重県産の木材を用いた木工イベントを開催し、木材に触れ合い、学ぶ機会を提供しました。

また、書架や閲覧用椅子を導入し、温かみのある空間を作るとともに、木製品を身近に感じていただきました。

実施箇所：1箇所4回

参加者：延べ90人

- 小中学生対象の森林環境教育
平成30年度は、7市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	1市	1事業	891千円	
南伊勢	3市町	3事業	3,115千円	
伊賀	2市	2事業	2,697千円	
尾鷲熊野	1町	1事業	305千円	
合 計	7市町	7事業	7,008千円	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【森林環境教育事業】（南伊勢市）
保育園、小学校において森林環境教育・木育を実施しました。
実施箇所：2箇所（小学校2校）
参加者：59人

- 小中学生対象への木製家具等導入
平成30年度は、9市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	2市	3事業	9,831千円	
南伊勢	6市町	7事業	41,612千円	
伊賀				
尾鷲熊野	1町	1事業	149千円	
合 計	9市町	11事業	51,592千円	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【学校木製備品購入事業】（明和町）
木のぬくもりを通じて身近に森林や緑とふれあう機会を創出し、森林・林業への理解を深めるため、小学校の備品（机・椅子等）に三重県産木製品を導入しました。
実施箇所：6小学校
利用者数：192人

- 木製遊具等の配布や導入 他
平成30年度は、8市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	4市町	4事業	19,227千円	
南伊勢	1市	1事業	9,529千円	
伊賀	2市	3事業	19,117千円	193千円
尾鷲熊野	1町	2事業	3,827千円	
合 計	8市町	10事業	51,700千円	193千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【カップ普及推進事業】（尾鷲市）
尾鷲ヒノキ製の競技道具を製作し「カップ」を普及して木育を推進しました。
カップ設置箇所数：19箇所
（小学校、コミュニティーセンター他）
制作数：90セット

4 評価委員会における第三者評価

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

幅広い世代の県民を対象とした森林環境教育や講演会を実施していることが評価できる。また、教育施設等への椅子や机、木製玩具の導入により、児童生徒が日常的に三重県産の木に触れることができるようになり、それらを活用して森の大切さなどを伝える森林環境教育が実施されるようになったことは評価できる。

本事業と「木の薫る空間づくり」や「地域の身近な水や緑の環境づくり」による施設整備などを併せて取り組むことにより、相乗効果が期待できる。

一方で、報告書に詳細な記載がなく、事業の必要性の説明が不足しているケースもあった。今後は、事業効果をどう可視化して、他地域の小学校などに展開し、汎用化させていくか取組の工夫を進められたい。



4 木の薫る空間づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績296,726千円 ほか市町基金の活用78,799千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしや公共空間における幅広い用途での木材利用などの施設の展開を支援することにより、木づかいを通じて森林を支える社会づくりを推進します。

2 事業の内容

- 公共施設等への木製品配備
 - 公共施設等の木造・木質化
 - その他、木の薫る空間づくり
(県産材利用住宅等への支援、木質バイオマス利用促進)
- ・実施主体：市町

3 平成30年度事業の実施状況

- 公共施設等への木製品配備
平成30年度は、9市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	4市町	6事業	49,994千円	767千円
南伊勢	2市町	2事業	12,845千円	
伊賀				
尾鷲熊野	3市町	4事業	15,529千円	160千円
合計	9市町	12事業	78,368千円	927千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真【公共施設木質化事業】(御浜市)
公共施設(多目的交流施設と直売所)への木製家具等の導入。
箇所数：2箇所
事業量：販売台8台、ボックス3台、ベンチ4台、長椅子2台、長テーブル1台

- 公共施設等の木造・木質化
平成30年度は、16市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	5 市町	5 事業	76,782千円	31,822千円
南伊勢	5 市町	7 事業	40,810千円	24,397千円
伊賀	2 市	3 事業	22,185千円	21,653千円
尾鷲熊野	4 市町	6 事業	30,269千円	
合 計	16市町	21事業	170,046千円	77,872千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【市庁舎木質化事業】（伊賀市）
新庁舎内装の一部を三重県産材を利用して木質化し、来場者に木のぬくもりを感じてもらおうとともに、三重県産材の利用促進に関する啓発を図りました。

事業量：天井木製ルーバー設置面積 280㎡
吹き抜けルーバー設置面積 72㎡
壁面木製ルーバー設置面積 289㎡



写真 【認定こども園木本保育所整備事業】
（熊野市）

認定こども園木本保育所を県産材を活用して木質化し、児童が木材と触れ合える機会を創出しました。

事業量：床（ヒノキ板）168.0㎡
腰板（スギ板）100.0㎡

4 評価委員会における第三者評価

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

三重県産材を利用できる場や機会を施策と連動させて取り組んでいることは評価できる。公共施設での三重県産材の利用は、単なる施設整備ではなく、多くの地域住民が木に触れ、感じるができる機会となるため、森林環境教育・木育を併せて実施できるような場づくりを進められたい。今後は、整備した施設の情報発信や効果検証にも努められたい。

5 地域の身近な水や緑の環境づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績74,615千円 ほか市町基金の活用15,224千円)

1 事業の目的

●市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林と緑と親しむための環境整備などの施策の展開を支援することにより、身近な水や緑の環境づくりを推進します。

2 事業の内容

- 身近な公園等の整備
 - 保育園や公園等の緑化
 - その他、地域の身近な水や緑の環境づくり
(緑化活動の支援)
- ・実施主体：市町

3 平成30年度事業の実施状況

- 身近な公園等の整備
平成30年度は、8市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	3市町	3事業	27,412千円	
南伊勢	2市町	3事業	18,728千円	
伊賀	1市	3事業	1,400千円	
尾鷲熊野	2市町	2事業	3,944千円	
合計	8市町	11事業	51,484千円	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【ミツマタ群生を活かした地域づくり事業】
(津市)

ミツマタ群生地への展望デッキ等の整備
事業量：展望デッキ1箇所、道案内等看板38基、
学習用看板6基

●保育園や公園等の緑化

平成30年度は、3市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	H30交付金	市町基金活用
北伊勢	2 町	2 事業	2,390千円	
南伊勢	1 市	1 事業	19,984千円	15,224千円
伊賀				
尾鷲熊野				
合 計	3 市町	3 事業	22,374千円	15,224千円

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



写真 【桜浜中学校整備事業】（伊勢市）
新築する中抜港の植樹により、校庭の緑化をしました。また、その一部は生徒の手により植樹しました。
事業量：高木32本、中木6本 低木3,511㎡他



写真 【小岐須溪谷整備事業】（鈴鹿市）
安全に小岐須溪谷の自然に親しみ楽しめる環境づくりのため、登山道を整備しました。
事業量：落石防止柵L=78.0m、丸太階段117段

4 評価委員会における第三者評価

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

「自分たちの暮らしの身近にある緑の環境を良くしたい」という思いを、地域住民が行政と一緒にあって積極的に展開している事業がみられたことは評価できる。

一方、複数年にわたる大型の事業もあるが、コストに見合う利用が見込めるのかなど、整備後の活用計画や維持管理体制について十分に検討されたい。今後は、整備した環境を森林環境教育・木育に活用するなど、さらに受益者の声を丁寧に聞きながら住民の意識向上につながるよう工夫されたい。

6 みえ森と緑の県民税の制度運営

1-1 みえ森と緑の県民税制度運営事業

(みえ森と緑の県民税充当額H30実績5,064千円/H30計画6,761千円)

1 事業の目的

●みえ森と緑の県民税の周知をつうじた森づくりの重要性などの普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行い、制度の円滑な運営を図ります。

2 事業の内容

- みえ森と緑の県民税評価委員会の運営
- みえ森と緑の県民税の広報
- ・実施主体：県

3 平成30年度事業の実施状況

●みえ森と緑の県民税評価委員会の運営

みえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づいてみえ森と緑の県民税評価委員会を開催しました。

なお、みえ森と緑の県民税条例及びみえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づく「概ね5年ごとに行うみえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」のため、定例で開催している評価委員会に加えて、追加開催し、ご議論いただきました。

表 みえ森と緑の県民税評価委員会委員（任期：令和2年9月30日まで）

委員氏名	所属団体等	分野
石川 知明	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	学識経験者
大浦 由美	和歌山大学観光学部 教授	学識経験者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部 教授	学識経験者
新海 洋子	特定非営利活動法人ボランティア・ネットワーク 理事	NPO活動
林 拙郎	三重大学名誉教授	学識経験者
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部 准教授	学識経験者
松井 寿人	三重県中小企業団体中央会 事務局長	商工
矢田 真佐美	三重県地域婦人団体連絡協議会 理事	消費者
山下 高弘	紀北町立上里小学校 校長	教育
吉田 正木	吉田本家山林部 代表	林業

※ 五十音順・敬称略 平成31年3月末現在

【平成30年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成30年4月13日(金) 14時30分から16時30分
- 2 場所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
- 3 出席委員 9名(欠席1名)
- 4 議題
(1) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
- 5 傍聴者 4名
- 6 議事概要

国が導入を予定していた森林環境譲与税の状況、みえ森と緑の県民税見直しについて事務局から説明した後、4つの論点を中心に議論していただきました。

<論点1> 税制度については、「継続する」方向でとりまとめることになりました。

<論点2> 2つの基本方針と5つの対策については、中間案のとおりとし、対策1の名称については、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」とすることとなりました。

<論点3> 事業実施の3原則と新たな取組の実施については、中間案のとおりとすることになりました。

<論点4> 国税との関係、税額・税率、必要経費については、中間案のとおりとし、県と市町の配分については、引き続き検討することとなりました。

【平成30年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成30年7月24日(火) 14時00分から17時00分
- 2 場所 三重県農協会館 5階 大会議室
- 3 出席委員 8名(欠席2名)
- 4 議題
(1) 平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について
(2) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
- 5 傍聴者 7名
- 6 議事概要

平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、事務局から概要を説明した後、委員長が抽出した事業を中心に議論していただきました。

また、みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について、前回議論のまとめ、森林環境譲与税に係る国会における議論の状況、みえ森と緑の県民税見直しについて事務局から説明した後、4つの論点を中心に議論していただき、平成31年度以降も税制度については、基本的には継続の報告とするが、次回、再度全体を通して議論し、評価委員会としての結論をとりまとめることとなりました。



写真【平成30年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会】

平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績についての議論と、みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討をしていただきました。

【平成30年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成30年8月24日（金）14時00分から16時30分
- 2 場所 三重県農協会館 5階 大会議室
- 3 出席委員 9名（欠席1名）
- 4 議題
 - （1）平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価について
 - （2）みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
 - （3）平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の計画について
- 5 傍聴者 5名
- 6 議事概要

平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果を審議し、総合的な評価の答申がとりまとめられました。

また、みえ森と緑の県民税条例に基づくおおむね5年ごとに行う施行状況の検討については、知事への答申がとりまとめられました。

【平成30年度第4回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成31年2月8日（金）10時00分から12時20分
- 2 場所 三重県総合文化センター文化会館棟1階レセプションルーム
- 3 出席委員 7名（欠席3名）
- 4 議題
 - （1）委員長、副委員長選出
 - （2）みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問について
 - （3）平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗状況について
 - （4）みえ森と緑の県民税評価委員会答申への対応
- 5 傍聴者 1名
- 6 議事概要

昨年10月1日付けで委員が改選されたことから、委員長には、石川知明委員（三重大学大学院生物資源学研究科教授）が、副委員長には小林慶太郎委員（四日市大学総合政策学部教授）が選任されました。

また、県から以下の内容について説明等を行いました。

 - ・平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施後の評価と提言に関する事項についての諮問
 - ・平成30年度事業の進捗状況の報告
 - ・平成31年度からの次期制度の取組概要、森林環境譲与税との関係などについての説明

【みえ森と緑の県民税施行状況検討にかかる県民等の意見聴取】

みえ森と緑の県民税の施行状況の検討にあたり、みえ森と緑の県民税評価委員会において取りまとめられた制度中間案について、県民及び市町に対して意見募集を行いました。

意見募集の結果は、平成30年度第2回評価委員会で報告しました。

表 調査対象等

対象	方法	期間	その他
一般県民	パブリックコメント制度に基づく意見募集	平成30年5月1日から5月30日まで	回答数 87件
市町	書面による意見聴取	平成30年5月10日から5月30日まで	意見あり 14市町 意見なし 15市町

●みえ森と緑の県民税の広報

リーフレット等の作成や平成29年度事業成果発表会の開催、平成29年度事業成果報告書の作成などにより、平成29年度の取組内容を広報し、制度への県民の理解を促進しました。

また、クリアフォルダーなどの啓発物品を作成し、市町及び各種イベント等での広報活動に活用しました。



画像【平成30年度版 リーフレット】

4 評価委員会における第三者評価

〈継続が妥当である〉【有効性、効率性、公益性（波及度）いずれもB評価】

成果報告発表会を開催し県民に報告の場を設けるなど、県、市町ともに、継続的に広報活動に力をいれており、評価できる。

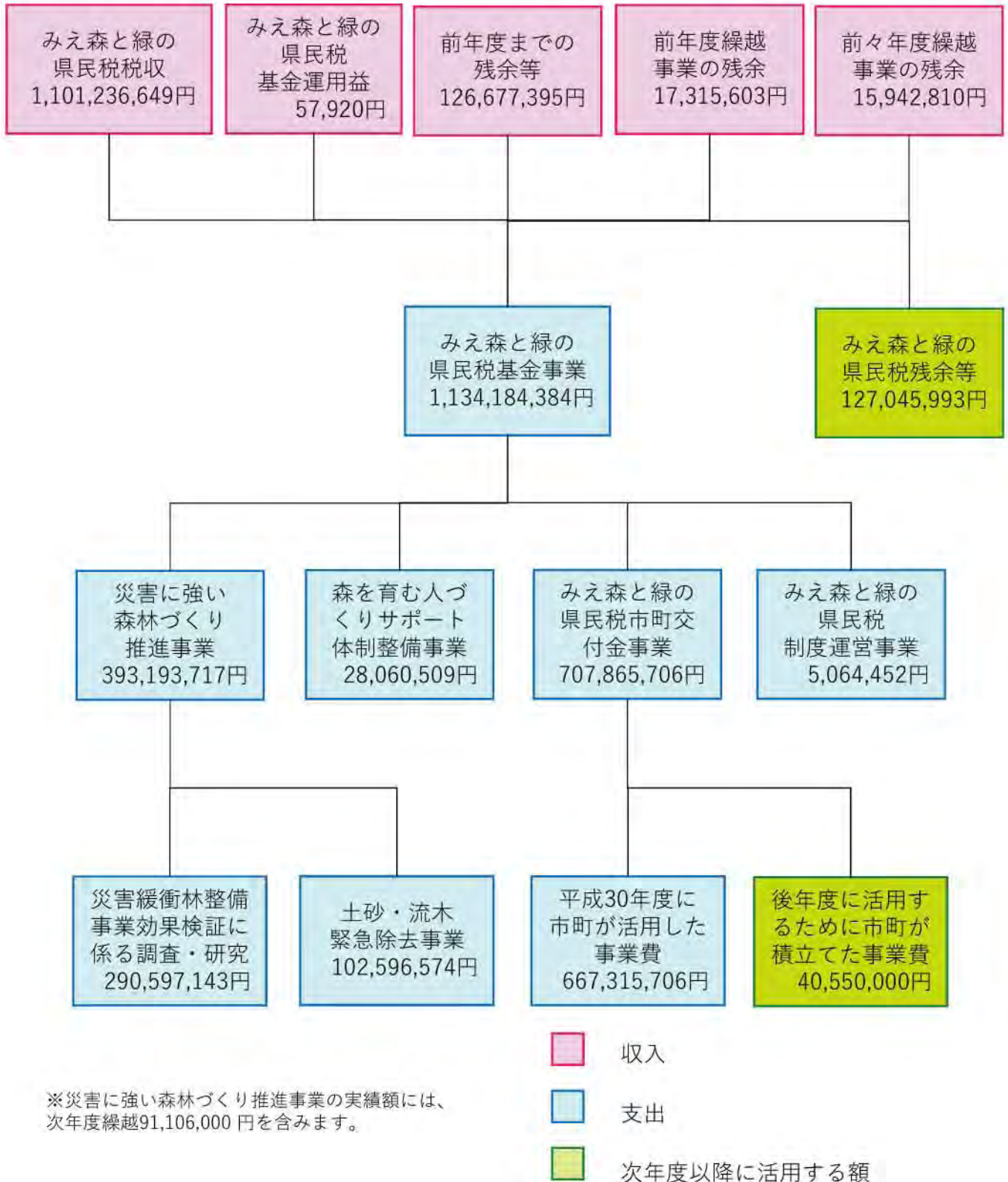
今後は、みえ森と緑の県民税の趣旨や成果と合わせて、従来から実施されている事業や森林環境譲与税を活用して様々な森林・林業の課題に対応していることも周知されるよう、工夫されたい。

また、報告書に、詳細な内容や実施後の効果を伝える工夫、地域社会への影響について十分に記載されていない事業も見受けられたため、明確に記されたい。

なお、評価委員会による事業評価を行うにあたり、評価方法の効率化や、地域ごとに市町等から聞き取りを行いながら評価する方法等も検討され、改善に向けたよりの確な評価と提言ができるよう運営されたい。

第4 資料編

平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成



災害に強い森林づくり推進事業 実施箇所

1 災害緩衝林整備事業

市町	大字等	地区名	危険木等 除去体積	調整伐面積
鈴鹿市	大久保町	菅谷	130 m ³	1.05 ha
亀山市	加太梶ヶ坂	妹児川	91 m ³	0.83 ha
津市	一志町波瀬	桑俣	366 m ³	13.03 ha
津市	美杉町八知	ウエガヒロ	176 m ³	4.10 ha
松阪市	飯高町田引	小田	158 m ³	1.54 ha
多気町	土屋	久世ヶ谷	87 m ³	5.22 ha
大台町	熊内	横谷	156 m ³	3.88 ha
大台町	栗谷	宮の谷2	110 m ³	0.20 ha
度会町	和井野	野谷	162 m ³	3.17 ha
大紀町	野原	奥山東通り	32 m ³	14.44 ha
大紀町	永会	若瀬谷	10 m ³	14.20 ha
大紀町	大内山	坂ノ谷	37 m ³	10.56 ha
度会町	鮑川	広	4 m ³	11.70 ha
伊賀市	上阿波	口那須ヶ原	114 m ³	5.30 ha
名張市	黒田	中ノ谷	53 m ³	8.23 ha
紀北町	矢口浦	生熊	213 m ³	2.96 ha
紀北町	十須	中谷	58 m ³	0.24 ha
熊野市	五郷町桃崎	座崩	379 m ³	16.30 ha
熊野市	二木島町	里山	63 m ³	10.94 ha
熊野市	紀和町小栗須	大峯	125 m ³	19.11 ha
合計		20箇所	2,524 m ³	147.00 ha

※ 実績数量は、平成31年3月31日現在のものです。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

2 土砂・流木緊急除去事業

市町	大字等	地区名	土砂撤去体積	流木撤去体積
松阪市	飯高町船戸	高見(大崩)	2,959 m ³	9.10 m ³
大台町	大台桧原	東又谷	3,677 m ³	0.00 m ³
大台町	栗谷	余谷	2,843 m ³	0.00 m ³
南伊勢町	河内乙	奈津	35 m ³	5.70 m ³
大紀町	永会	三本松	40 m ³	6.40 m ³
南伊勢町	小方竈	桂	218 m ³	25.50 m ³
紀北町	中里	湯谷	1,026 m ³	0.00 m ³
熊野市	五郷町百崎	座崩	0 m ³	3.38 m ³
紀宝町	浅里	西ノ峯	897 m ³	0.00 m ³
合計		9箇所	11,695 m ³	50.10 m ³

※ 実績数量は、平成31年3月31日現在のものです。

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

森を育むサポート体制整備事業 実績一覧

1 森林環境教育・木育指導者養成講座等

講座名	内容など	募集人数	受講人数
森林環境教育指導者養成講座（知識編）	基本的な知識の習得 ① 講話：「森林の多面的機能について」 ② 散策とディスカッション：「森林への気づきや疑問に関すること」	15人	10人
森林環境教育指導者養成講座（技術編）	インタープリター養成研修 伝える（解説する）技術（インタープリテーション技術）の習得	15人	17人
森林環境教育指導者養成講座（見学編）	森林・林業・木材産業の知識を習得するための現地見学	15人	16人
森林環境教育指導者養成講座（実践編）	森のせんせい企画・実践能力の養成 森の学校の企画・開催、グループ対応 県内7か所で開催	—	19人 1組
森林環境教育指導者養成講座（木育編）	木育インストラクター養成講座 木育に関する基礎知識の習得	20人	12人
森のせんせいスキルアップ講座（LEAFローカルインストラクター編）	LEAFローカルインストラクター養成講座（コーディネーター育成研修） 森林環境教育プログラムの体験を通じ、企画手法を学習	10人	12人
森のせんせいスキルアップ講座（インタープリター編）	森林環境教育インタープリター能力向上研修 インタープリターとしてのコミュニケーション能力の習得	20人	12人
森のせんせいスキルアップ講座（野外活動安全管理編）	森林・林業体験・学習安全研修 野外活動にあたってのリスク管理能力向上、対処方法や応急処置技術の習得、リスクマネジメント・ファーストエイドなど	15人	8人
みえの木育体験講座	木育の実践 参加者との触れ合いを体感、木育の知識の深化、コミュニケーション技術の向上	10～15人	6人 8組

2 学校教職員森林環境教育講座

講座名	内容など	募集人数	受講人数
学校教職員森林環境教育講座	学校教職員テーマ研修（県総合教育センター） 授業での実践方法の習得 座学：「森林環境教育を学校で始めるために」 実習：「子どもたちと簡単にできる校庭の木の調べ方」	20人	25人

3 森林環境教育・木育コーディネート実績

みえ森づくりサポートセンターが独自に実施した事例

市 町	学 校 等
桑名市	放課後児童クラブレインボー駅前
	長島中部学童保育所レインボー
	ひまわり学童クラブ
四日市市	四日市市立常盤西小学校
津市	津市立南が丘中学校
	県立久居農林高等学校
松阪市	松阪市立宮前小学校
伊勢市	伊勢市立神社小学校

市町がみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、みえ森づくりサポートセンターがコーディネートして実施した事例

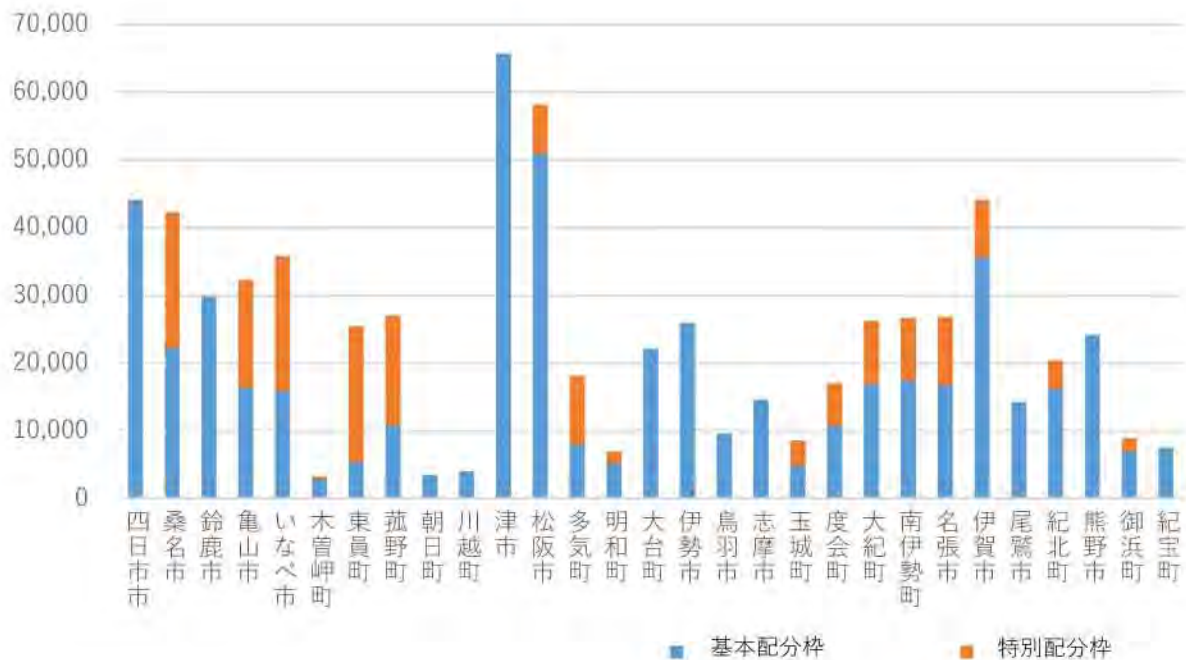
市 町	学 校 等
南伊勢町	南伊勢町立南島東小学校、南島西小学校
	南伊勢町立南勢小学校
名張市	名張市立薦原小学校
伊賀市	伊賀市立成和西小学校

4 ミエトイ・キャラバン出展実績

市 町	イベント名
四日市市	秋のキッズエコフェア
	三重まるごと自然体験フェア
津市	ミエトイ・キャラバン in MieMu
	三重県林業研究所一般公開
松阪市	みえ子ども森の学びサミット
伊勢市	伊勢市環境フェア
志摩市	GWは木とふれあおうミエトイ・キャラバン
大紀町	コドモマルシェ vol.4
名張市	とれたて！なばり 2018
伊賀市	伊賀市 菜の花まつり
尾鷲市	尾鷲ヒノキふれあいフェスタ
熊野市	第32回紀和ふるさとまつり

みえ森と緑の県民税市町交付金事業実績

1 市町別実績



2 対策区分別実績

対策区分別取組件数と交付金額

対策区分	取組件数		H30交付金額 (千円)	市町基金活用 (千円)
	事業数	市町数		
対策区分 1	5	4	24,611	1,602
対策区分 2	32	23	154,948	4,040
対策区分 3	37	21	116,416	29,617
対策区分 4	40	21	296,726	78,799
対策区分 5	17	12	74,615	15,224
合計	131	-	667,316	129,282

- ※ 対策区分 1：土砂や流木を出さない森林づくり
- 対策区分 2：暮らしに身近な森林づくり
- 対策区分 3：森を育む人づくり
- 対策区分 4：木の薫る空間づくり
- 対策区分 5：地域の身近な水や緑の環境づくり
- 基金積立（後年度に活用するための市町による積立）

3 市町別実績一覧

市町名	対策	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町 基金活用 (千円)
四日市市	2	里山や竹林の整備	里山・竹林環境保全支援事業	里山保全活動団体等による里山、竹林整備に対する支援	796	449
	3	小中学校等への木製家具等導入	児童発達支援センターあけぼの学園移転整備事業	移転する児童発達支援センターあけぼの学園への木製家具等の導入	1,112	28,720
	3	小中学校等への木製家具等導入	中学校備品整備事業	学校図書室へ、県産材を活用した椅子の導入	1,633	0
	4	基金積立	四日市市中央緑地新体育館建設事業(基金積立)	三重とこわか国体会場となる体育館の建設に伴う一部木質化	40,550	0
	市町計					44,091
桑名市	2	里山や竹林の整備	播磨2号緑地里山整備事業	自然学習や健康づくり等の場として利活用するための荒廃した里山の整備	2,338	0
	4	公共施設への木製品配備	保育施設備品等購入事業	保育所及び子育て支援センターへの木製家具等の導入	2,764	49
	4	公共施設への木製品配備	病院備品等購入事業	新病院への木製備品の導入	37,120	0
	4	公共施設への木製品配備	適応指導教室備品等購入事業	適応指導教室への通級性が木とふれあうことができる落ち着いた環境にするための机・イス等の導入	0	718
	市町計					42,223
鈴鹿市	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	暮らしを守る森林保全事業	海岸林における病害虫被害木の伐倒除去及び防除、植樹	2,336	0
	3	住民対象の森林環境教育	森林環境教育事業	環境問題や森林保全に関するパネル展示	9	0
	3	住民対象の森林環境教育	記念樹配布事業	身近な場所で思い入れを持って樹木を育ててもらうための記念樹の配布	159	0
	3	住民対象の森林環境教育	木工工作及び木製品購入事業	図書館における木工教室の開催と木製家具の導入	1,039	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森と緑の生涯学習講座	公民館による小学生を中心とした森林環境教育の実施	891	0
	4	公共施設の木造、木質化	AGF鈴鹿体育施設整備事業	三重とこわか国体会場となる体育館の改修に伴う更衣室ロッカーの木質化	30,000	0
	4	公共施設への木製品配備	鈴鹿市立西条保育所新設工事	新築の保育所における木製棚の設置	7,964	0
	5	身近な公園等の整備	小岐須深谷整備事業	小岐須深谷における遊歩道整備及び転落防止柵の設置	2,732	0
	5	緑化活動の支援	緑の未来づくり事業	住民等による自然環境保全や緑化活動等に対する支援	157	0
市町計					45,287	0
亀山市	2	里山や竹林の整備	里山・竹林生活環境保全支援事業	住民等による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	1,499	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	安全な通学路整備事業	通学路沿いの危険木伐採、剪定	481	0
	2	森林の針広混交林化	鈴鹿川等源流域再生事業(環境林整備事業)	鈴鹿川等源流域における環境林の針広混交林化	11,716	0
	3	住民対象の森林環境教育	森と木材のふれあい事業	幅広い年代の市民を対象とした講座、教室の開催	2,166	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	川崎小学校改築事業(机・イス導入)	教室不足に伴い建替えを行う小学校への机・イスの導入	7,086	0
	4	木質バイオマス利用促進	鈴鹿川等源流域再生事業(木質バイオマス利用促進事業)	鈴鹿川等源流域に放置された林地残材を木質バイオマスとして搬出運搬することに対する支援	342	0
	4	公共施設の木造、木質化	川崎小学校改築事業	教室不足に伴い建替えを行う小学校の木質化	8,773	0
	5	緑化活動の支援	経あふれるまちづくり支援事業	企業及び地域協議会による緑化活動に対する支援	168	0
	市町計					32,230

市町名	対策	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町 基金活用 (千円)
いなべ市	2	森林の針広混交林化	いなべ市環境防災林整備事業	放置され山腹崩壊による土砂災害の恐れがある森林の針広混交林化	1,408	0
	3	木製遊具等の配布、導入	中学校卒業記念品配布事業	中学卒業記念として市産材で製作した箸の配布	864	0
	4	公共施設の木造、木質化	いなべ市新庁舎建設(一部木質化)事業	新築する市庁舎の一部木質化	33,569	31,822
	市町計				35,841	31,822
木曾岬町	3	木製遊具等の配布、導入	児童福祉施設遊具等整備事業	統合した幼稚園・保育園への木製遊具の導入	3,261	0
	市町計				3,261	0
東員町	2	里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業(危険木伐倒等業務)	荒廃が進んでいる緑地や森林の整備と人家裏や通学路沿いの危険木の除去	10,405	0
	3	木製遊具等の配布、導入	みえ森と緑の県民税市町交付金事業(木製遊具等購入)	保育園、幼稚園、小学校への木製遊具等の導入	15,000	0
	市町計				25,405	0
菰野町	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	病虫害被害木伐採搬出事業	道路沿いの病虫害被害木の伐採に対する支援	681	0
	4	公共施設の木造、木質化	千種地区コミュニティセンター整備事業	新築するコミュニティセンターの内装及び家具等の木質化	3,547	0
	5	身近な公園等の整備	菰野富士ふるさとの山環境整備事業	住民になじみのある菰野富士におけるバリアフリー木道等の整備	22,780	0
	市町計				27,008	0
朝日町	3	木製遊具等の配布、導入	森と緑を大切に思う人づくり事業	幼保一体化施設への木製遊具の導入	102	0
	4	公共施設への木製品配備	木材利用促進事業	登録有形文化財朝日町資料館への木製収納展示棚の導入	440	0
	5	保育園や公園等の緑化	森と緑とふれあう環境づくり事業(幼保一体化施設)	幼保一体化施設の芝生による緑化(維持管理)	990	0
	5	身近な公園等の整備	森と緑とふれあう環境づくり事業(ふれあいパーク)	展望公園(森と緑エリア)の整備	1,900	0
	市町計				3,432	0
川越町	4	公共施設への木製品配備	川越町総合体育館2階ロビー木材利用促進事業	総合体育館への木製家具等の導入	1,706	0
	4	公共施設の木造、木質化	川越ふれあい広場木質化事業	農産物の販売を行うふれあい広場施設の木質化	893	0
	5	保育園や公園等の緑化	川越町中部保育所園庭芝生化事業	保育所園庭の芝生による緑化(苗植え体験)	1,400	0
	市町計				3,999	0
津市	2	里山や竹林の整備	竹林整備支援事業	住民等による竹林整備を促進するための貸出用竹破砕機の購入	1,242	0
	3	住民対象の森林環境教育	津市森林環境教育事業	小学生と保護者を対象とした間伐等の体験教室と森林環境教育の人材育成のための体験講座の開催	488	0
	3	森林環境教育施設の整備等	美里水源の森整備事業	水源かん養林等を活かした、子どもたちが自然を体験できる場の造成	9,529	0
	4	県産材利用住宅等への支援	津市木材利用促進事業	地域産材を利用した公共的施設及び住宅建設に対する支援	1,500	0
	4	木質バイオマス利用促進	木質バイオマス利用促進事業	木質バイオマスとしての林地残材運搬(山から市場等)に対する支援	42,433	0
	4	公共施設への木製品配備	津市公共施設木質化事業	津市まん中広場へのウッドデッキ設置	3,578	0
	5	身近な公園等の整備	ミツマタ群生を活かした地域づくり事業	ミツマタ群生地への展望デッキ等の整備	6,925	0
	市町計				65,695	0

市町名	対策	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町 基金活用 (千円)
松阪市	2	里山や竹林の整備	里山の森林安全安心対策事業	集落周辺の荒廃森林の整備と特定水源地域の環境林の整備	37,784	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境学習事業	小学校における木質化と森林環境教育の実施	2,893	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	保育園管理運営事業	保育園への木製の机、イスの導入	11,430	0
	4	公共施設の木造、木質化	都市公園整備事業	都市公園における東屋、ベンチの木質化	4,600	0
	4	公共施設の木造、木質化	ベルファーム木造トイレ整備事業	農業公園ベルファームへの屋外木造トイレ設置	1,461	0
	市町計					58,168
多気町	1	土砂・流木の除去	土砂・流木撤去事業	下流域に流出する恐れのある土砂・流木の除去	10,174	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	県産材を活用した学校机・イス整備事業	小学校への木製の机とイスの導入	7,899	0
	市町計					18,073
明和町	3	小中学校等への木製家具等導入	学校木製備品購入事業	小学校への木製の机とイスの導入	6,907	0
	市町計					6,907
大台町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	ほっとする道ばた森林整備事業	河川と道路間にある人工林の整備	5,000	0
	2	森林の針広混交林化	水源林整備事業	特定水源地域に指定されている森林の間伐や広葉樹植栽	17,035	0
	市町計					22,035
伊勢市	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	森林整備事業	沿岸部の防風林における病害虫防除のための樹幹注入	3,688	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	人家裏等危険木伐採事業	人家や通学路、小中学校等周辺の危険木の撤去	1,337	0
	4	公共施設の木造、木質化	郷の恵風輪木製扉等設置事業	市が管理するコミュニティー施設の扉の木質化	859	0
	5	保育園や公園等の緑化	桜浜中学校整備事業	新築する中学校の植樹による緑化	19,984	15,224
	市町計					25,867
鳥羽市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	人家や通学路、小中学校等周辺の危険木の撤去	8,280	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	木に親しむ備品購入事業	保育所への木製の机、イス、ロッカーの導入	1,123	0
	4	木質バイオマス利用促進	木材利用の啓発に伴う油圧式薪割機購入	鳥羽マルシェに導入する薪ストーブに使用する薪割機の導入	100	0
	市町計					9,503
志摩市	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	里海・里山保全事業	景勝地や公園における病害虫防除のための樹幹注入	2,737	0
	3	住民対象の森林環境教育	里山体験事業	子どもと住民を対象とした森林に関する講習会や体験学習の実施	815	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	中学校木製備品購入事業	再編した中学校への木製家具の設置	11,020	0
	市町計					14,572
玉城町	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木質化事業	小学校特別教室等の木質化と保育所への下駄箱の設置	8,549	652
	市町計					8,549

市町名	対策	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町 基金活用 (千円)
度会町	1	渓流内の倒木等の危険木除去	倒木・土砂撤去事業	下流域の災害を拡大させる恐れのある倒木・土砂の撤去	2,681	102
	1	渓流内の倒木等の危険木除去	流倒木撤去事業	下流域の災害を拡大させる恐れのある流倒木等の伐採等	3,000	1,500
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	小学校通学路周辺の危険木の伐採	1,736	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	保育所県産材備品導入事業	保育所への木製備品の導入	2,300	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育推進事業	小学3年生を対象とした森林・林業に関する出前授業の実施	97	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	小学校県産材備品導入事業	小学校への木製備品の導入	933	0
	4	公共施設の木造、木質化	公園整備事業	県産材を使用した公園内の木製遊具の設置	0	6,750
	4	公共施設の木造、木質化	中之郷保育所改修事業	保育室改修にあたっての木質化	6,209	1,388
市町計					16,957	9,740
大紀町	1	渓流内の倒木等の危険木除去	渓流倒木等処理事業	渓流沿いの倒木、流木の除去	6,000	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	生活環境林整備事業	人家裏や通学路沿い等の倒木の恐れのある危険木の除去	999	0
	3	住民対象の森林環境教育	木材利用促進・普及補助金	住民を対象とした木工教室の開催	50	0
	4	公共施設の木造、木質化	野原集会所新築事業	新築する集会所の木造化	19,132	15,607
市町計					26,181	15,607
南伊勢町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木除去事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の撤去	5,454	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育事業	保育園、小学校における森林環境教育・木育の実施	125	0
	4	公共施設への木製品配備	町施設備品購入	町庁舎及び保育園、病院等への木製本棚の設置	9,267	0
	5	身近な公園等の整備	阿曾浦公園ウッドチップ舗装整備事業	住民が利用する公園のウッドチップによる舗装	7,359	0
	5	身近な公園等の整備	遊歩道整備事業	町の宿泊施設の遊歩道の整備	4,444	0
市町計					26,649	0



写真【小学校県産材備品導入事業】
(度会町)
小学校の教室に県産材の教卓を導入しました。



写真【木材利用推進・普及補助金】
(大紀町)
木工教室を通じて、親子で木に触れ、森林の必要性について考える機会を創出しました。

市町名	対策	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町 基金活用 (千円)
名張市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の撤去	4,308	0
	2	森林の針広混交林化	水源林整備事業	特定水源地域に指定されている森林の針広混交林化	2,387	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	人家裏危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	1,872	0
	3	木製遊具等の配布、導入	県産材に親しむことができる木育推進事業	公立保育所・幼稚園への机、イス等の導入	6,351	0
	3	木製遊具等の配布、導入	朝日公園木製遊具整備事業	公園への木製遊具導入	9,996	4
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育推進事業	小中学校における森林環境教育に対する支援	100	0
	4	木質バイオマス利用促進	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	未利用間伐材を木質バイオマスとして搬出運搬することに対する支援	349	160
	4	公共施設の木造、木質化	公共建築物木質化事業	陸上競技場及び郷土資料館の木質化	0	8,163
	5	身近な公園等の整備	学校林整備事業	学校林における遊歩道、広場等の整備	500	0
	5	身近な公園等の整備	森林公園等環境活用整備事業	地域づくり組織による公園等整備に対する支援	600	0
	5	身近な公園等の整備	桜並木保全管理事業	住民による桜並木保全活動の支援	300	0
市町計					26,763	8,327
伊賀市	2	里山や竹林の整備	みんなの里山整備活動推進事業	住民団体による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	4,933	0
	2	森林の針広混交林化	特定水源地域森林整備事業	特定水源地域に指定されている森林の針広混交林化	8,100	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	伊賀の森っこ育成推進事業	小中学校における森林環境教育に対する支援	2,597	0
	3	住民対象の森林環境教育	地域の森と緑のつながり支援事業	森林関連研修等の開催と住民団体による森林関連イベント開催に対する支援	390	0
	3	木製遊具等の配布、導入	親子ではじめる木育推進事業	出生時、1歳児、3歳児への写真立て、スプーン、箸の配布	2,770	193
	4	木質バイオマス利用促進	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	搬出運搬に対する支援と大学等と連携した森林資源と作業体制の調査等	3,088	0
	4	公共施設の木造、木質化	森のやすらぎ空間整備事業	観光協会等による町屋軒先へのバッテリー床机整備に対する支援	1,500	0
	4	公共施設の木造、木質化	市庁舎木質化事業	新庁舎内装の一部木質化	20,685	13,490
市町計					44,063	13,683
尾鷲市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	人家裏危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	1,119	0
	3	木製遊具等の配布、導入	クップ普及推進事業	「クップ」を普及して木育を推進するための尾鷲ヒノキ製の競技道具の制作	2,805	0
	3	小中学校等への木製家具等導入	木とふれあう学校環境づくり事業	市町交付金事業により導入した机、イスの維持管理（維持管理）	149	0
	3	木製遊具等の配布、導入	木とふれあう木育活動推進事業	保育園への木のおもちゃの導入	1,022	0
	4	公共施設の木造、木質化	林業研修センター木質化事業	市民の交流等に活用されている林業研修センターの内装木質化	2,419	0
	4	公共施設への木製品配備	尾鷲総合病院木の薫る空間づくり事業	市内唯一の総合病院ロビーへの木製備品（受付カウンター等）の導入	6,674	0
	市町計					14,188

市町名	対策	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)	市町 基金活用 (千円)
紀北町	1	渓流内の倒木等の危険木除去	河川周辺森林立枯木整備事業	河川沿いの枯損木の伐倒除去	2,756	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	住民による人家裏の危険木の伐採に対する支援	4,136	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	集落周辺森林(里山)整備事業	住民等が行う集落周辺等の荒廃した森林の整備に対する支援	226	0
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育活動支援事業	小中学生を対象とした森林環境育活動や木育活動の実施	305	0
	4	公共施設の木造、木質化	多目的会館木質化事業	新築する生涯学習施設の内装木質化	7,005	0
	4	公共施設への木製品配備	公民館木製品整備事業	東長島公民館ロビーへの木製家具の導入	1,825	0
	4	公共施設への木製品配備	体育館木質化事業	東長島スポーツ公園体育館への木製品導入	4,109	0
	市町計					20,361
熊野市	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	身近なみどり整備推進事業	住民、森林所有者による集落周辺の危険木除去に対する支援	183	0
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	暮らしを守る危険木伐採事業	集落間を結ぶ生活道路沿いにおける倒木等の恐れがある危険木等の伐採除去	2,661	0
	4	県産材利用住宅等への支援	木造住宅建設促進対策事業	地域産材を使用し、モデルハウスとして提供することを同意した個人住宅建設への支援	500	0
	4	公共施設の木造、木質化	認定こども園木本保育所整備事業	木本小学校内に新しく整備する保育所型認定こども園の内装木質化	7,183	0
	4	公共施設の木造、木質化	木製モニュメント整備事業	新しくオープンする道の駅における熊野材をPRする木製モニュメントの整備	810	0
	4	公共施設の木造、木質化	産業遺産(選鉱場跡)観光資源化事業	地域のシンボルである紀州鉱山選鉱場跡の散策路における木製防護柵整備	9,936	0
	5	身近な公園等の整備	森とのふれあいの場拠点づくり事業	森や緑とふれあえる公園等の整備	2,886	0
	市町計					24,159
御浜町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木等除去事業	集落間を結ぶ生活道路沿いにおける危険木等の伐採除去	2,009	0
	4	公共施設の木造、木質化	学校施設木質化事業	中学校の内装木質化	2,916	0
	4	公共施設への木製品配備	公共施設木質化事業	公共施設(多目的交流施設と直売所)への木製家具等の導入	2,921	0
	5	身近な公園等の整備	森林公園等環境整備事業	住民に親しまれている身近な登山道と隣接する公園の整備	1,058	0
	市町計					8,904
紀宝町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	生活環境林整備事業	公共施設の周辺や生活道路沿いの緑地における危険木等の伐採及び剪定	6,062	3,591
	3	住民対象の森林環境教育	森と緑の環境教育事業	森や緑に関する講演会や、ワークショップの実施	1,000	700
	5	緑化活動の支援	クマノザクラ整備事業	クマノザクラの桜並木の植樹イベントの開催	432	0
市町計					7,494	4,291



実施前



実施後

写真 【生活環境林整備事業】(紀宝町)
通学路や生活道路沿いの危険木を伐採しました。

平成30年度までの実績額等

1 平成26年度から平成30年度事業の実績額

区分	災害に強い森林づくり推進事業	森を育む人づくりサポート体制整備事業	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	みえ森と緑の県民税制度運営事業	合計
平成26年度	※ ¹ 338,782,897円	10,243,655円	※ ² 263,804,440円	57,477,637円	670,308,629円
平成27年度	※ ¹ 561,967,812円	18,511,533円	※ ² 393,458,830円	3,013,053円	976,951,228円
平成28年度	※ ¹ 691,335,257円	28,148,843円	※ ² 394,911,565円	3,434,537円	1,117,828,202円
平成29年度	368,830,527円	27,339,790円	※ ² 725,634,204円	4,664,570円	1,126,469,091円
平成30年度	393,170,457円	28,060,509円	※ ² 707,865,706円	5,064,452円	1,134,161,124円
合計	2,354,086,950円	112,302,330円	※ ² 2,485,674,745円	73,654,249円	5,025,718,274円

※1 次年度に繰越した後の実績額を記載しています。

※2 市町が基金に積み立てた金額を含んでいます。

2 平成26年度から平成30年度の税収等の実績額

区分	みえ森と緑の県民税	(個人)	(法人)	運用益	合計
平成26年度	814,979,333円	775,880,818円	39,098,515円	150,407円	815,129,740円
平成27年度	1,050,826,107円	874,923,063円	175,903,044円	190,286円	1,051,016,393円
平成28年度	1,079,931,625円	885,203,780円	194,727,845円	32,084円	1,079,963,709円
平成29年度	1,089,343,851円	895,252,630円	194,091,221円	96,455円	1,089,440,306円
平成30年度	1,101,236,649円	906,563,066円	194,673,583円	57,920円	1,101,294,569円
合計	5,136,317,565円	4,337,823,357円	798,494,208円	527,152円	5,136,844,717円

実績額との差額は、次年度以降に活用します。

3 平成26年度から平成30年度事業の基本方針別及び対策区分別実績

基本方針と対策区分	県	市町	合計	割合
基本方針1：災害に強い森林づくり	2,354,086,950円	※ ³ 685,745,052円	3,039,832,002円	61.4%
対策区分1： 土砂や流木を出さない森林づくり	2,354,086,950円	49,866,157円	2,403,953,107円	48.5%
対策区分2： 暮らしに身近な森林づくり	0円	635,878,895円	635,878,895円	12.8%
基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり	112,302,330円	※ ³ 1,799,929,693円	1,912,232,023円	38.6%
対策区分3：森を育む人づくり	112,302,330円	423,275,715円	535,578,045円	10.8%
対策区分4：木の薫る空間づくり	0円	1,168,678,649円	1,168,678,649円	23.6%
対策区分5： 地域の身近な水や緑の環境づくり	0円	207,975,329円	207,975,329円	4.2%
合計	2,466,389,280円	2,485,674,745円	4,952,064,025円	100%

※3 市町が積み立てた基金とその運用益を活用した金額を含んでいます。市町が基金に積み立てた金額は含んでいません。

平成30年度までの災害に強い森林づくり推進事業

1 災害緩衝林整備事業

年度	市町数	箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積	備考
平成26年度	11市町	25箇所	3,705m ³	157.90ha	
平成27年度	15市町	45箇所	4,873m ³	316.18ha	
平成28年度	16市町	41箇所	7,456m ³	310.02ha	
平成29年度	12市町	20箇所	3,543m ³	106.01ha	
平成30年度	12市町	20箇所	2,542m ³	159.38ha	
合計	18市町	151箇所	22,119m ³	1049.49ha	

※ 実績数値は、平成31年3月31日現在のものです。

※ 平成30年度までに当該事業の実績がない市町は、桑名市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町の11市町です。

2 土砂・流木緊急除去事業

年度	市町数	箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積	備考
平成26年度	4市町	6箇所	10,237m ³	402m ³	
平成27年度	4市町	6箇所	32,784m ³	493m ³	
平成28年度	5市町	6箇所	17,512m ³	117m ³	
平成29年度	5市町	5箇所	19,937m ³	132m ³	
平成30年度	7市町	9箇所	11,695m ³	88m ³	
合計	18市町	32箇所	92,165m ³	1232m ³	

※ 実績数値は、平成31年3月31日現在のものです。

※ 平成30年度までに当該事業を実施した市町は、亀山市、いなべ市、松阪市、大台町、大紀町、南伊勢町、伊賀市、紀北町、熊野市、紀宝町です。

平成30年度までの森を育む人づくりサポート体制整備事業

1 森林環境教育・木育指導者養成講座等

年度	講座等数	受講人数	備考
平成26年度	6種類	104人	森林環境教育初心者講習（知識編・技術編・実践編） 森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター研修） 森のせんせいリーダー養成講座（森林インストラクター養成講座） 森づくり体験会
平成27年度	8種類	125人	森林環境教育初心者講習（知識編・技術編・実践編） 森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター研修、 コミュニケーション編、野外活動安全管理編） 森林インストラクター養成講座 森づくり体験研修
平成28年度	8種類	126人	森林環境教育初心者講習（知識編・技術編・実践編） 森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター研修、 コミュニケーション編、野外活動安全管理編） 森林インストラクター養成講座 森づくり活動研修
平成29年度	9種類	119人 2団体	森林環境教育初心者講習（知識編・技術編・実践編・木育編） 森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター研修、 コミュニケーション編、森林・林業体験活動安全管理編） クップ普及指導員養成講習会 森づくり活動研修
平成30年度	10種類	139人 9組	森林環境教育初心者講習（知識編・技術編・見学編・実践編・木育編） 森のせんせいスキルアップ研修（LEAFローカルインストラクター研修、 インタープリター編、野外活動安全管理編、みえの木育体験講座） クップ普及指導員養成講習会

2 森林環境教育・木育コーディネートの実績

年度	市町数	箇所数	備考（開催箇所数）			
			小学校	中学校	高校	その他
平成26年度	7市町	8箇所	4箇所	1箇所	1箇所	2箇所
平成27年度	4市町	10箇所	5箇所	4箇所	1箇所	
平成28年度	7市町	19箇所	12箇所	2箇所		5箇所
平成29年度	9市町	15箇所	7箇所	2箇所	1箇所	5箇所
平成30年度	8市町	13箇所	8箇所	1箇所	1箇所	3箇所

3 ミエトイ・キャラバン出展実績

年度	市町数	回数	備考
平成27年度	9市町	7回	ミエトイ・キャラバン（県産材を活用した遊具、玩具の体験イベント）は、平成27年度から取り組みはじめました。
平成28年度	11市町	23回	
平成29年度	13市町	22回	
平成30年度	10市町	12回	

災害に強い森林づくり推進事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区（以下、危険地区）」の溪流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を軽減するため、①溪流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、③倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

また、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与えるおそれのある治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等について、除去を行います。

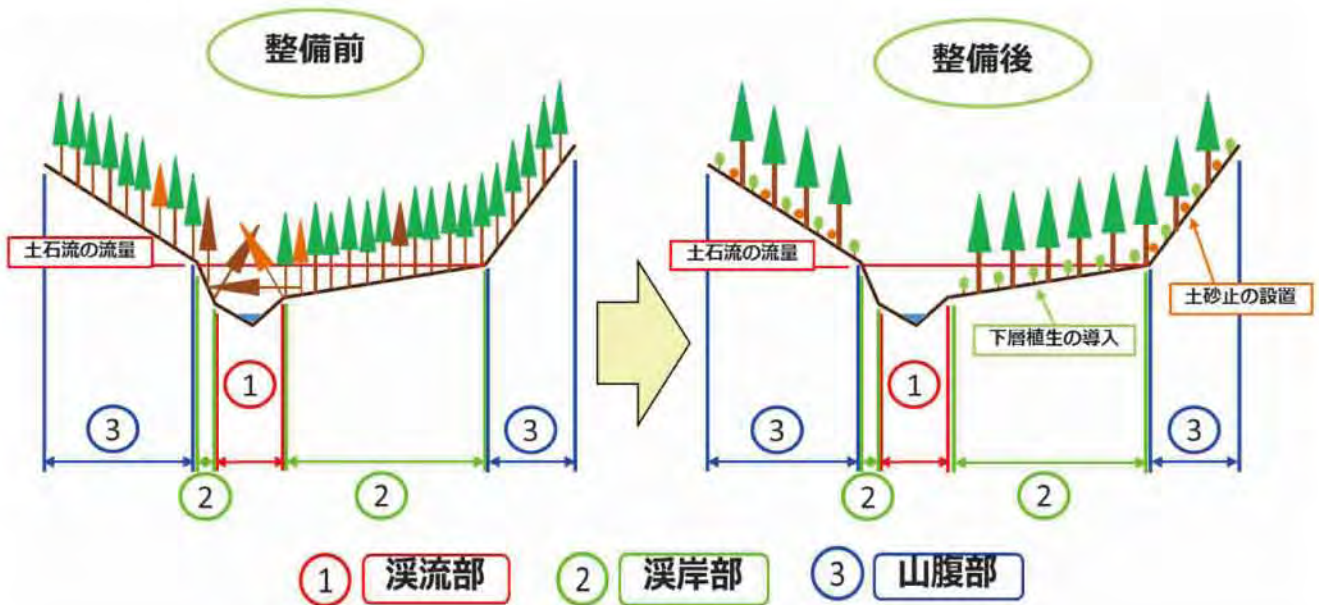
I 災害緩衝林整備事業

- ① 危険地区溪流部において、
流木になる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするための「危険木の伐採、撤去」
- ② ①の周辺溪岸部において、
上流からの土砂の流下を緩和するための「立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去」
- ③ ①②の周辺山腹部において、
溪流内に土砂が流れ出さなくするための「立木の根系の発達を促す調整伐」



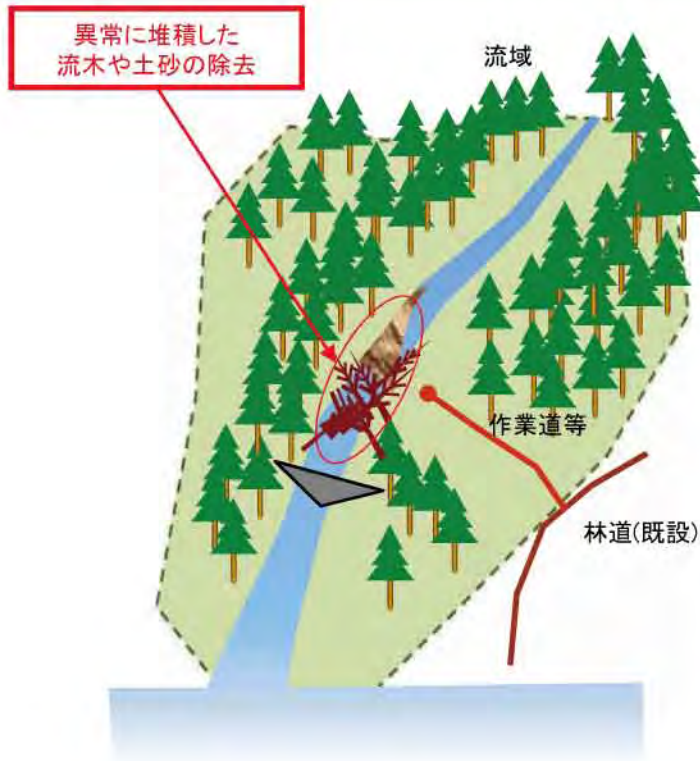
令和元年度からは危険地区以外で、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの森林も対象として事業を実施することとしています。

【整備区分横断図】



II 土砂・流木緊急除去事業

危険地区流域の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある「異常に堆積した流木や土砂等の除去」



【整備前の森林の状態】



【整備後の森林の状態】



災害に強い森林づくり推進事業の効果検証

平成30年度における災害緩衝林整備事業効果検証にかかる調査・研究事業は、平成26年度の事業開始から平成30年度で5年が経過したことから、これまでの調査・研究結果の解析と補足調査を実施しました。

効果検証結果の内容

- (1) 土砂流出量調査
- (2) 航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査
- (3) 立木引き倒し試験による根系抵抗力調査

また、これらの結果を取りまとめたパンフレットを平成31年3月に作成しました。



写真【パンフレットの表紙】

(1) 土砂流出量調査

●検証したこと：山腹部で、調整伐と土砂止設置は土砂流出を減らすのか？

土砂流出を抑制するために調整伐と土砂止設置を行っています。三重大学との共同研究により、調整伐と土砂止設置に伴う土砂流出量の変化を明らかにすることで、効果を検証しました。

●調整伐の効果は？：調整伐による土砂流出量の減少が確認できました。

森林が有する表土保全機能には植生や落葉落枝による地表面被覆の役割が重要ですが、調整伐の実施により地表面被覆を高めることが期待されます。調整伐の効果を明らかにするために、県内4箇所のスギ、ヒノキ人工林に試験区を設定し、調整伐後の地表面被覆、土砂流出量の経年変化の傾向を検討しました。同時に獣害防護柵を設置した試験区を設け、植生に悪影響を及ぼすシカ食害の影響も検証しました。その結果、スギ、ヒノキともに、ほとんどの試験区で、年々、地表面被覆率が増加し、土砂流出量が減少する傾向がみられました。

●土砂止の効果は？：土砂止の設置による土砂流出量の減少が確認できました。

調整伐を行っても、立地条件等の影響で植生が侵入しにくいケースがあります。そのため、伐採した立木を等高線方向に横並べする土砂止の設置により、土砂流出を緩和することを目指しています。土砂止の効果を明らかにするために、土砂止の有無による土砂流出量の違いを比較したところ、いずれの試験地でも土砂止有は無よりも少ない傾向がみられました。

(2) 航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査

●検証したこと：溪岸部、山腹部で、調整伐は立木の成長を促進するのか？

調整伐を実施することで立木の肥大成長を促進し、胸高直径30cm以上の森林を育成することを目指しています。航空レーザ測量データの解析により、整備後の胸高直径の変化を広域的に明らかにすることで、成長促進効果を検証しました。

●直径成長は促進されているか？：調整伐による成長促進が広域的に確認できました。

調整伐の実施により立木の肥大成長の促進が期待されます。調整後の胸高直径の変化を把握するために、平成26年度に調整伐が行われた事業地の流域（多気郡大台町）を対象として、調整伐直後（平成27年8月）と調整伐後3年目（平成29年8月）の航空レーザ測量データを解析し、調整伐を行った調整伐区、調整伐を行っていない無調整伐区の直径成長を比較しました。その結果、変化量の広域的傾向について、2年間の成長量はわずかでしたが、調整伐区の平均胸高直径成長量は無調整区よりも17%大きく、調整伐を行うことで直径成長が大きくなる傾向がみられました。

●森林状態の現況は？：調整伐後の森林状態の現状が広域的に確認できました。

調整伐後3年目（平成29年）の航空レーザ測量データを解析し、胸高直径、健全度（形状比）、林内相対照度の広域的な現状把握を行いました。その結果、調整伐区において、平成29年時点の胸高直径は平均26.8cmで、目標とする胸高直径30cm以上の部分は32%でした。

(3) 立木引き倒し試験による根系抵抗力調査

●検証したこと：溪岸部で土石流に対して十分な緩衝機能が得られるか？

流木を肥大成長させることで、立木や土石流に対する緩衝機能を高めるために調整伐を行っています。目標とする森林状態に誘導することで、事業が想定する規模の土石流に対して十分な緩衝機能※が得られるかどうかについて検証しました。

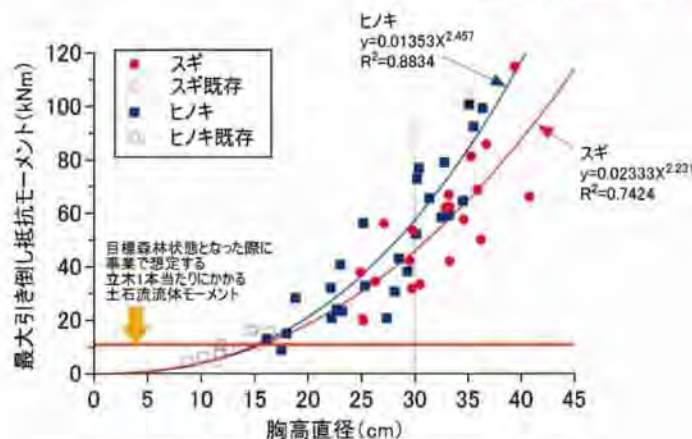
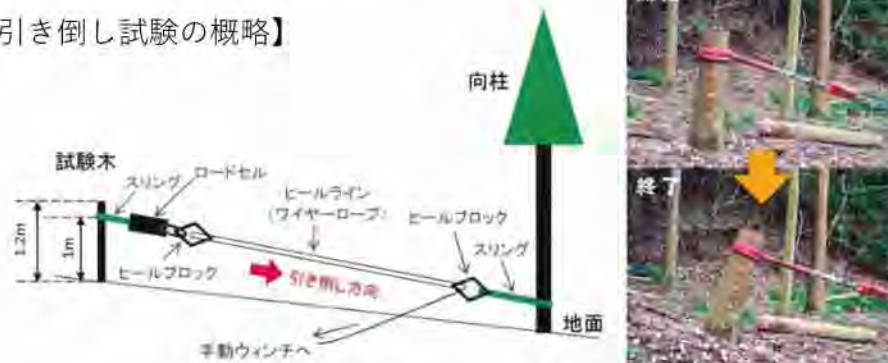
※立木が倒れずに土石流等を捕捉する効果

●十分な根系抵抗力が得られるか？

調整伐により立木を太らせて目標とする森林状態に誘導することで、事業が想定する規模の土石流に対して十分な緩衝機能が得られることを確認できました。

胸高直径30cmになった際に、事業で想定する土石流の流体モーメントを上回る最大抵抗モーメントがスギ、ヒノキ立木で得られることを検証しました。津市内の森林において、胸高直径30cm以上の立木を中心にスギ20本、ヒノキ25本の試験木を選定し、立木引き倒し試験により最大抵抗モーメントを測定しました。このデータに過去に三重県内で行われた立木引き倒し試験のデータ（スギ3本、ヒノキ7本）を加え、スギ23本、ヒノキ32本のデータセットから、樹種毎に胸高直径と最大抵抗モーメントの関係を検証しました。その結果、胸高直径30cmに成長した際に、事業が想定する立木1本当たりにかかる土石流の流体モーメント（11kNm）よりも大きな最大抵抗モーメントが得られることがわかりました。

【立木引き倒し試験の概略】



【胸高直径と最大抵抗モーメントの関係】

みえ森と緑の県民税市町交付金事業（創設時から平成30年度まで）

1. 事業の目的

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「みえ森と緑の県民税の導入趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

2. 市町交付金の総額

みえ森と緑の県民税の税込から制度の運営に必要な経費を除いたり残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町＝5：5とする。）

3. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね3：1の割合で案分します。

基本配分枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特別配分枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけで対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

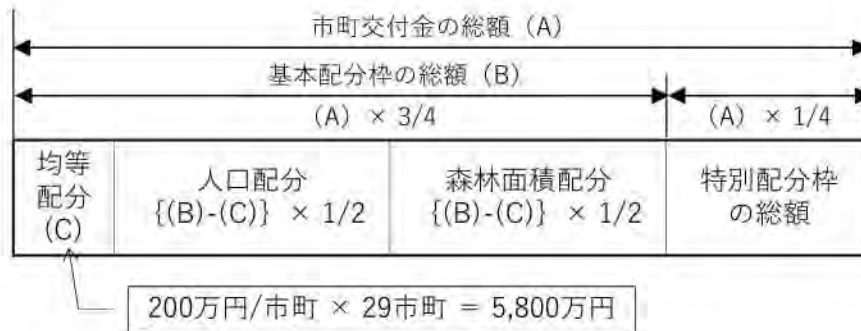
2) 特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の10月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の12月末に市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を2,000万円としています。

また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。



4. 市町交付金の使い途

1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

交付金事業の実施の3原則
【原則1】 既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。
【原則2】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則3】 産業振興を目的としたものでないこと。

2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は次のとおりです。

基本方針	対 策	対策の基本的な考え方
1. 災害に強い 森林づくり	1 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
	2 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。
2. 県民全体で森林を 支える社会づくり	3 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
	4 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
	5 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

交付金事業は、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、上表の「対策の基本的な考え方」に則った事業であれば実施可能です。なお、取組例は以下のとおりです。

基本方針	取組事例
1. 災害に強い森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃した里山や竹林の整備 人家裏等で繁茂している竹林の伐採や倒木となる恐れのある危険木の伐採などにより、生活環境の向上を図ります。 ・ 道路沿いで倒木となる恐れのある木の除去 道路沿いの倒木となる恐れのある危険木を除去し、暮らしの安全を図ります。 ・ 水源林等の公有林化 住民の暮らしに欠かせない水道の水源となる森林を市町有林化し、将来にわたって市町が管理します。
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校において、森林について学ぶ森林環境教育の実施 小中学校が実施する、森林について学び、体験する森林環境教育の活動を支援します。 ・ 県産木材を活用した机・イスの学校等への導入 保育園や小中学校へ木製の机やイスを導入し、木材と日常的に親しむ機会を作ります。 ・ 「食育」と連携した「木育」の推進 乳幼児健診の際に、木製のスプーン等をプレゼントし、「食育」とあわせて、木に親しみ、学ぶ「木育」を推進します。 ・ 公共建築物等の木造化・内装の木質化 公民館や老人福祉施などの公共建築物を改修・整備する際に、地域の木材を利用して木造化・内装の木質化を行い、木に親しむ空間づくりを進めます。 ・ 保育園の園庭の芝生化 保育園の園庭（運動場）に芝生を張り、子どもたちが緑を身近に感じ、大切に思う気持ちを育む環境づくりを行います。

3) 市町における基金設置について

市町は、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができることとしています。基金には、基本配分枠交付金を計画的に積み立てて、事業の財源に充てることができます。

答 申

森 緑 評 第 18 号
平成30年 8月24日

三重県知事 鈴木 英敬 様

みえ森と緑の県民税評価委員会
委員長 松 村 直 人



みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定する同条例の施行の
状況について

平成26年10月22日付け農林水第32-190号で諮問のありましたこのことについて、別添「みえ森と緑の県民税（制度）について」のとおり答申します。

みえ森と緑の県民税（制度）について

平成30年8月24日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に伴う5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成30年度末をもって、税導入から5年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成26～28年度には16,744m³の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育むづくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきました。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言いがたいことから、木を使うことが森林の整備につながるという「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります。取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成25年3月）に基づき、2つの基本方針に伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育むづくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策毎の事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1.災害に強い森林づくり	1.土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2.県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4.木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

(対策1：土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、渓流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19市町で69事業、合計394,780千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11市町で23事業、合計61,755千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページやFacebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

（1）税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

（2）「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成30年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

（3）税を活用した事業を行ううえでの3原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。
なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

① 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>①土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>②流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>①荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>②集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>

② 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>①三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>②森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>①森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>②多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>①森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>②生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成31～35年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費 (事業構築支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等)		2.7	
合 計		54.0	

<5年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

① 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5：5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	<p>【個人】 <納税義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>												
	<p>【法人】 <約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>												
税率 (年額)	<p>【個人】 1,000円</p> <p>【法人】 現行の均等割額の10%相当額 (2,000~80,000円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ~ 1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ~ 10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ~ 50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税收割合の維持、 県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区分 (資本金等の額の区分)	税率 (年額)	1千万円以下	2,000円	1千万円超 ~ 1億円以下	5,000円	1億円超 ~ 10億円以下	13,000円	10億円超 ~ 50億円以下	54,000円	50億円超	80,000円
	区分 (資本金等の額の区分)	税率 (年額)											
1千万円以下	2,000円												
1千万円超 ~ 1億円以下	5,000円												
1億円超 ~ 10億円以下	13,000円												
10億円超 ~ 50億円以下	54,000円												
50億円超	80,000円												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平年度</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>9億0千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1億8千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10億8千万円</td> </tr> </table>		平年度	個人	9億0千万円	法人	1億8千万円	計	10億8千万円					
	平年度												
個人	9億0千万円												
法人	1億8千万円												
計	10億8千万円												
徴収方法	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> <pre> graph TD subgraph County_Business_Operators [県民事業者] A[給与所得者] B[事業所得者等] C[法人] end A --> D[雇用主] B --> D D --> E[市町] C --> F[三重県] E --> F </pre>												
導入時期	平成26年4月1日より導入												
税收の用途	森林づくりに関連する事業に活用する。※詳細は、前述のとおり												
用途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、用途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり												
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。※詳細は、後述のとおり												
見直し期間	施行後おおむね5年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり												

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

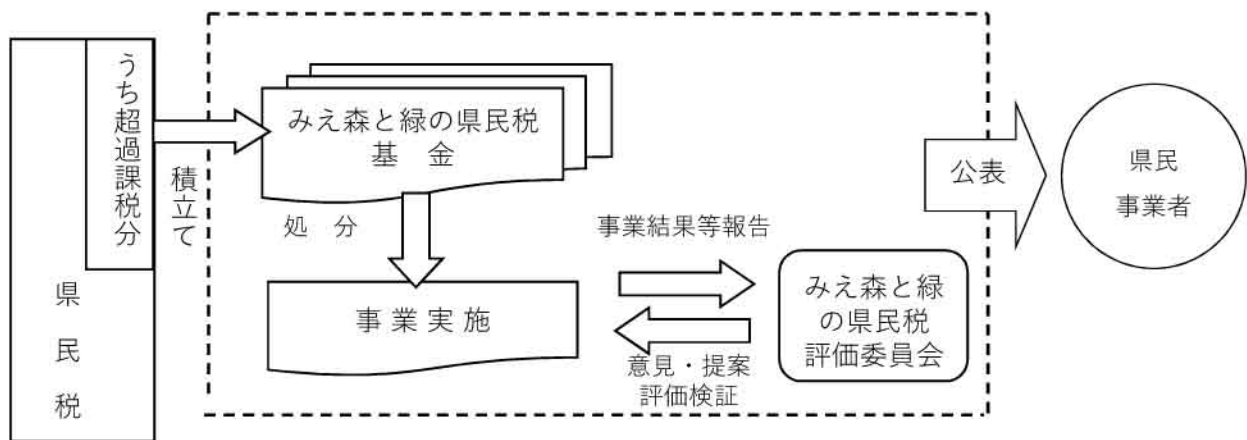
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

平成30年7月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）

2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、市町交付金の総額に対し、概ね2：1の割合とします。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

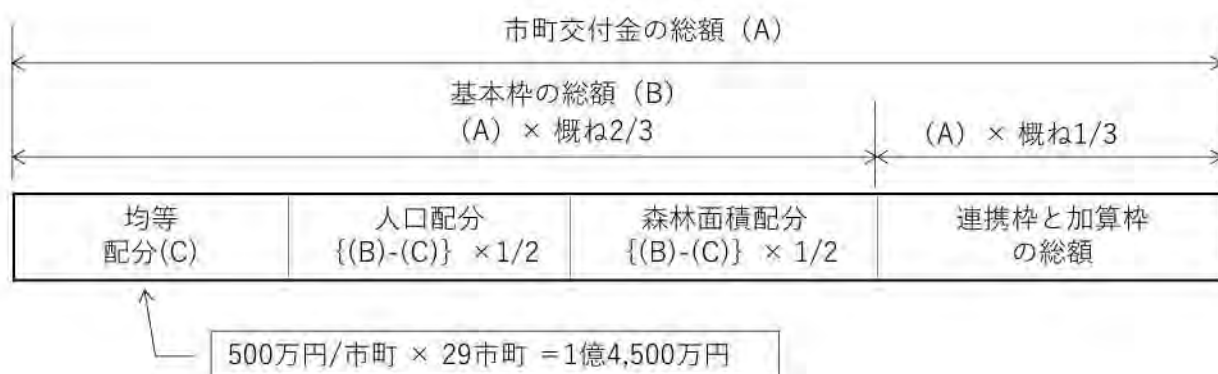
新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。



3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則

- 【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
- 【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。
なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
- 【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

〔参考資料〕

個人の市町村民税の納税義務者

市町名	均等割の納税義務者数 (人)
津市	139,795
四日市市	158,984
伊勢市	63,702
松阪市	78,985
桑名市	72,136
鈴鹿市	103,473
名張市	39,489
尾鷲市	8,275
亀山市	25,848
鳥羽市	9,218
熊野市	7,224
いなべ市	24,504
志摩市	23,944
伊賀市	47,090
木曾岬町	3,426
東員町	13,353
菰野町	21,550
朝日町	5,312
川越町	8,059
多気町	6,992
明和町	11,474
大台町	4,392
玉城町	7,764
度会町	4,123
大紀町	3,859
南伊勢町	5,693
紀北町	7,106
御浜町	3,825
紀宝町	4,852
合計	914,447

※平成30年度市町村税の概要（平成31年2月）（三重県地域連携部市町行財政課）
第21表より（平成30年1月1日現在の納税義務者）

※県民税均等割の納税義務者と市町村民税均等割の納税義務者は同一です。

みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

写真「第5回みえの森フォトコンテスト」優秀賞作品



小学生以下の部 優秀賞「みよ〜ん」



中学生以上の部 優秀賞「みえないもの」



小学生以下の部 優秀賞「いい場所見つけた」



中学生以上の部 優秀賞「山を射抜く水柱」



小学生以下の部 優秀賞「大きい木」



中学生以上の部 優秀賞「森の親子」



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13

電話：059-224-2513

FAX：059-224-2070

E-mail：midori@pref.mie.lg.jp

令和2年2月発行